

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和4年3月23日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100521 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100084 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱までの標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑱までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 16 日  
② 平成 22 年 9 月 30 日  
③ 平成 22 年 12 月 17 日  
④ 平成 23 年 7 月 22 日  
⑤ 平成 23 年 9 月 30 日  
⑥ 平成 23 年 12 月 22 日  
⑦ 平成 24 年 7 月 27 日  
⑧ 平成 24 年 9 月 28 日  
⑨ 平成 24 年 12 月 21 日  
⑩ 平成 25 年 7 月 26 日  
⑪ 平成 25 年 9 月 30 日  
⑫ 平成 25 年 12 月 25 日  
⑬ 平成 26 年 12 月 19 日  
⑭ 平成 27 年 12 月 18 日  
⑮ 平成 28 年 12 月 16 日  
⑯ 平成 29 年 12 月 15 日  
⑰ 平成 30 年 12 月 21 日  
⑱ 令和元年 9 月 30 日

私が代表取締役を務めているA社における請求期間①から⑩までの賞与について、当時の経理担当者が年金事務所に届出を行っていると思っていたが、調査の結果、行っていなかった。そのため、令和3年11月12日に各請求期間に係る届出を行ったが、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。各賞与からは厚生年金保険料を控除していたので、各請求期間の標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑩までについて、A社から提出された当該期間の賞与に係る勤怠支給控除一覧表（以下「賞与一覧表」という。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月12日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

| 第1欄          | 第2欄                | 第3欄                         | 第4欄                         |
|--------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 請求期間         | 賞与支給額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金保険料<br>控除額に見合う<br>標準賞与額 | 厚生年金特例法<br>により訂正する<br>標準賞与額 |
| ①平成22年8月16日  | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ②平成22年9月30日  | 45万円               | 44万1,000円                   | 44万1,000円                   |
| ③平成22年12月17日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ④平成23年7月22日  | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑤平成23年9月30日  | 30万円               | 30万円                        | 30万円                        |
| ⑥平成23年12月22日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑦平成24年7月27日  | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑧平成24年9月28日  | 30万円               | 30万円                        | 30万円                        |
| ⑨平成24年12月21日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑩平成25年7月26日  | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑪平成25年9月30日  | 30万円               | 30万円                        | 30万円                        |
| ⑫平成25年12月25日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑬平成26年12月19日 | 40万円               | 40万円                        | 40万円                        |
| ⑭平成27年12月18日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑮平成28年12月16日 | 50万円               | 50万円                        | 50万円                        |
| ⑯平成29年12月15日 | 60万円               | 60万円                        | 60万円                        |
| ⑰平成30年12月21日 | 60万円               | 60万円                        | 60万円                        |
| ⑱令和元年9月30日   | 60万円               | 60万円                        | 60万円                        |

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100547 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100030 号

## 第 1 結論

昭和 39 年\*月から昭和 50 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年\*月から昭和 50 年 2 月まで

国民年金の加入記録がないが、20 歳の頃、A 町 (現在は、B 市) の役場窓口で加入手続きを行い、同町役場の会計窓口で毎月保険料を納付していた。結婚後は、妻と二人分の保険料を納付しており、妻が納付済みの記録となっているのに自分は未加入、未納の記録となっていることには納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、20 歳の頃、A 町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、同町役場の会計窓口で請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に被保険者の固有の管理番号である国民年金手帳記号番号 (以下「手帳記号番号」という。) の払出事務が必要であるところ、社会保険オンラインシステムにより、請求者の生年月日、氏名及び類似の氏名を検索したが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡はない上、国民年金手帳記号番号払出 (管理) 簿により、請求期間を含む昭和 37 年 4 月から昭和 50 年 8 月までの期間に A 町で手帳記号番号が払い出された全被保険者の手帳記号番号及び氏名を確認したが、請求者の氏名はないことから、請求者の国民年金加入手続きは行われていなかったと認められ、請求期間は未加入期間であるため、制度上、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の妻については、上記国民年金手帳記号番号払出 (管理) 簿により請求者と婚姻した昭和 47 年 5 月頃に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、A 町が作成した国民年金収納記録カード及び社会保険事務所 (当時) が作成した被保険者台帳により、同年 4 月からの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、請求者については、いずれの台帳も確認することができない。

さらに、請求者は、かつて A 町の職員が、同町において国民年金に係る記録管理をコンピュ

一タ化した際に切替え漏れが生じたのではないかと話していた旨陳述しているが、B市は、同町が記録管理をコンピュータ化したことに伴い国民年金に係る記録事故が発生した事実は確認できず、請求者が国民年金に加入していたことを確認できる資料はないと回答している。

加えて、住民票により、請求期間において請求者はA町以外に住所を異動していないことが確認でき、請求期間は\*か月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど長期間にわたり同一人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

なお、請求者は、自身の国民年金保険料の納付について証言ができる人物として、A町の会計室に勤務していた友人の氏名を挙げているところ、当該友人は、自身が同町の会計室に勤務していたのは請求期間後の昭和 52 年からであり、請求者が国民年金保険料を納付していたかは不明と陳述している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。